

とっとりオリジナル加工品づくり支援事業Q&A

1 事業内容について

	質 問	回 答
1	加工品開発は委託加工でもよいですか？また、県外の業社に委託加工してもよいですか？	基本的には自社加工が対象です。しかし、特殊な加工技術が必要なため自社では出来ない等特別な事情があれば委託も対象とします。 ただし、鳥取県産業振興条例（平成23年12月施行）第8条において「県内事業者の受注機会の増大を図ること」としていただきますので、県内事業者へ委託するように努めてください。※県内に実施可能事業者が存在しない場合はこの限りではありません。 なお、委託の場合であっても材料供給から加工、販売までの一連の主導は事業実施主体が行ってください。
2	既に加工品を商品化して直売所で販売しています。 今後、販路開拓していくために本事業を活用することはできますか？	活用できます。 既に商品化しているものを消費者ニーズに合ったものに改良していくためにモニタリングを行ったり、県内量販店等で試食・PRを実施するために必要な経費を支援します。
3	平成19年度と21年度に本補助金を活用して事業に取り組みました。本年度も取組むことはできますか？	本事業は経営基盤が弱小な加工グループ等の方に広く活用いただき、商品開発、販路開拓の一助となればと考えています。 同じ事業者であっても、別の食材を使用した加工品を開発し販路開拓を実施する場合や、1年目は試作加工品の商品化、2年目はこの商品の販路開拓を実施する場合等は、3事業年度を限度として活用することができます。 ※1事業年度は4月1日から3月31日までです。3事業年度とは、連続した3事業年度間でもよいですし、そうでなくてもよろしいです。
4	販売促進活動（県外でのイベント実施等）を県外業者へ委託することは可能ですか？	材料供給から加工、販売までの一連の主導は事業実施主体が行うものです。その一部（販売促進活動）を別の事業者へ委託することは可能ですが、その活動の計画、実施の主導は事業実施主体が行ってください。 また、鳥取県産業振興条例（平成23年12月施行）第8条において「県内事業者の受注機会の増大を図ること」としておりますので、県内事業者へ委託するように努めてください。※県内に実施可能事業者が存在しない場合はこの限りではありません。

2 補助対象者について

	質 問	回 答
1	「食のみやこ鳥取県」推進サポーターが補助対象者となっていますが、サポーターであれば、加工事業者や食品事業者以外の者であっても補助対象者となりますか？	対象になります。 平成22年度から「県内農林水産物を積極的に使用する推進サポーターでかつ、小規模事業者（従業員数5人以下の事業者）」を補助対象者として追加しました。加工事業者、食品事業者以外であっても対象としています。

2	「食のみやこ鳥取県」推進サポーターの場合は、従業員数が6人以上の事業者を除くとなっています。従業員には役員、パート、アルバイトは含めるのですか？	役員や臨時アルバイト等は従業員には含みません。しかし契約社員、パートタイマー、14日を超えて使用されている試用期間中の従業員など、労働基準法第21条において解雇予告が必要とされている者は、常時使用する従業員と考えられますので、従業員数に含みます。
3	農業法人とはどういう法人ですか？	「法人形態」によって農業を営む法人の総称です。農業に合わせて農作業の請負や農産加工などの農業に付随する事業を行う法人も含まれます。 この農業法人には「農事組合法人」と「会社法人」の2タイプがあります。

3 対象経費について

	質問	回答
1	食糧費とはどういうものが対象ですか？	商品開発に向けた打合せ、研修会でのお茶代等です。視察先での昼食代等は対象外です。
2	パッケージデザイン版下作成費が対象となっていますが、印刷代は対象となりますか？	デザイン料等版下作成に係る費用、当初分の印刷代は対象となりますが、2回目以降の印刷代は対象外です。
3	PR資材作成費とありますが「商品PRチラシ」「のぼり旗」も対象となりますか？	対象になります。
4	「ガソリン代」「電話代等の通信費」は対象経費になりますか？	補助事業内容に係る部分だけを算出できるのであれば、その部分のみ対象とすることは可能です。 実績報告時に裏づけとなる領収書や伝票が必要になります。

4 その他

	質問	回答
1	消費者を対象としたモニタリングを行うに当たり、参加者から会費をもらうこととしました。会費をもらった場合は補助金の交付はどうなるのでしょうか。	食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱第3条において「本補助金の額は、補助対象経費から事業に伴う収入額を控除した額と、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額のどちらか低い額以下とする。」としています。 よってこの場合、「補助対象経費から会費を控除した額」と「補助対象経費の2分の1の額」を比較して低い額を交付します。
2	補助金の上限額はいくらですか。	1事業年度、1事業者当たり250千円を補助金の上限としています。 仮に1事業年度、補助対象経費が550千円（事業に伴う収入が無い）の場合、補助金の額は275千円（550千円に補助率1/2を乗じた額）ではなく、250千円となります。